



現時人權ヲ重スル政黨内閣ノ下ニ於テ其言界ニ自ラ  
アルアリテハ吾人等ノ遺憾之レニ過ギス方ニ

敬言視總監西山志澄

光親展

大隈總理大臣殿



114  
A 5031



114  
A 422'



114  
A 5031



乙秘第四五〇號 十月二日

文官高等試験受験者集會後ノ行動

去月廿九日文官高等試験受験者三拾二名神田玉川亭ニ集會  
決議ヲ為シタル後ノ行動左ノ如シ

一 試験委員ハ違法怠慢ノ責ニ任ズヘキコト

苟クモ帝國政府ノ任命シタル試験委員、レテ勅令  
第百九十七号及ビ試験規則第十條ヲ無視シタルハ違法ナリ特  
ニ委員ノ一人古賀廣造ノ如キハ法律學ニ精通スルニモ拘  
ハラズ刑法及ヒ國際法ノ問題、如キ論文ニ關係セザル問  
題ヲ提出シタル如キハ怠慢ノ極ム云ハガレ可カラズ如斯不  
法ナル試験委員ハ責任ヲ帯ビテ辭職セヨ古賀廣造  
ノ如キハ絶對的ニ辭任セシメガレ可カラズ其他ノ試験委員  
ハ再任セシメタル後ニ於テハ吾人等受験者モ亦満足セム  
現時人權ヲ重スル政黨内閣ノ下ニ於テ如斯試験委員ス  
アルアリテハ吾人等ノ遺憾之レニ過ギス云々

大野滋野大田護

炎縣氣

遊學東京西山法堂

114  
A 922

二 豫備試験全部ハ無効ナルコト

違法怠慢ノ試験ヲ為シタル這回ノ試験ノ如キハ單ニ刑法國際法ノ部分ヲ無効トセズシテ全部無効ナラシメントラ希望ス如何トナレバ委員中古賀廣造獨リ試験規則ヲ無視シタル如キ感アルモ連帶責任ヲ重ンズベシト云フニアリ且又試験委員中ニ或ハ亦豫備試験ト眞試験トノ區別ヲ知ラザル試験委員モナキニシモアラズ故ニ試験前ニ一定ノ見識則チ實質ノ學理ヲ試験委員會ニ於テ確メラレタリ

三 前項ノ目的ヲ貫徹セザル以上ハ斷ジテ試験ニ應セザル事

四 委員ハ古賀廣造ニ對シテ辭任ヲ促ス事

五 委員二十名ヲ置キ運動ノ手段方法ニ之ニ任スル事  
社會幾萬ノ受験者將來ノ為メ試験委員會ノ弊害ヲ除去スル為メ第一第二ノ決議ノ趣旨ヲ貫徹セザル可カラズ吾人同志ハ此目的ヲ貫徹セザルウチハ自ラ權利ヲ放棄シテ以テ受験ニ應セズ云々

古賀廣造ノ為メニ幾百ノ受験者ハ貴重ナル時間金兩權利等ニ於テ非常ニ不利益ヲ與ヘラレタリ彼レノ違法怠慢ハ導火線トナリテ種々不都合ヲ現出セリ吾人等ハ彼レニ對シテハ極力辭任ヲ促カザル可カラズ

集會シタル受験者中ニモ及第者アリ落第者アリテ議論區々ニ分レ一定ノ運動方法確然セザルヲ以テ任意ニ幾回ニテモ試験委員ヲ訪問シ陳情スルハ各自ノ隨意ニリ假令二十名ノ委員ヲ撰定スルモ各自ノ意志ニ於テ區々タルトキハ充分ナル効果ヲ奏セズト云フニアリ最モ同志ハ示未時々會合スルコトニ確定セリ

此ノ運動ノ發動者ハ三寄町三丁目一番地中島徳次ナリト云

此、野田、東、西、南、北、三、番、田、目、一、番、田、中、自、己、領、地、也、

同、志、の、不、表、却、り、會、合、の、事、に、關、係、有、り

同、志、の、不、表、却、り、會、合、の、事、に、關、係、有、り、  
同、志、の、不、表、却、り、會、合、の、事、に、關、係、有、り、

同、志、の、不、表、却、り、會、合、の、事、に、關、係、有、り、  
同、志、の、不、表、却、り、會、合、の、事、に、關、係、有、り、

同、志、の、不、表、却、り、會、合、の、事、に、關、係、有、り、  
同、志、の、不、表、却、り、會、合、の、事、に、關、係、有、り、

同、志、の、不、表、却、り、會、合、の、事、に、關、係、有、り、  
同、志、の、不、表、却、り、會、合、の、事、に、關、係、有、り、

同、志、の、不、表、却、り、會、合、の、事、に、關、係、有、り、  
同、志、の、不、表、却、り、會、合、の、事、に、關、係、有、り、

同、志、の、不、表、却、り、會、合、の、事、に、關、係、有、り、  
同、志、の、不、表、却、り、會、合、の、事、に、關、係、有、り、

同、志、の、不、表、却、り、會、合、の、事、に、關、係、有、り、  
同、志、の、不、表、却、り、會、合、の、事、に、關、係、有、り、

同、志、の、不、表、却、り、會、合、の、事、に、關、係、有、り、  
同、志、の、不、表、却、り、會、合、の、事、に、關、係、有、り、

